		[改	正]						[現 行	-]				
第1	章~第 14 章 (略)						第1章~第14章 (略)							
料金 通則	表 (略)						料金表 通則 (略)							
第1	表~第6表 (略)						第	1表~第6表 (略)						
別表	1~別表7 (略)						別	表1~別表7 (略)						
1	2以外のもの	グに係る外国の電気通信事業者						1 2以外のもの	グに係る外国の電気通信事業者					
地域 事業者名 利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分 (通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				地	地域	事業者名	(通話モードス	は64kb/sデジタ	国際アウトローミング ル通信モードにより国 通信に係るものを除き	国際アウトローミング				
			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ 通信モード				通話モード	64kb/s デジタ ル通信モード	データ通信モード	ショートメッセー ジ通信モード	
南・北アメリカ地方		(略)	(略)	(略)	(略)	(暗各)	1 .	南 	(略)	(暗各)	(略)	(略)	(邮各)	
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
オセアニア地方	(略)	(略)	(照各)	(略)	(略)	(略各)	1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	オ こ フ ロ 也 ち	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(-1)	(-1)	(=1)	(-u)	(-0)	(-1)
	タジキスタン共和国	Babilon-Mobile	7	=	В	0
	フノイハノン六代山 山	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	モンテネグロ	Drustvo za telekomunikacije MTEL d.o.o	7	Ξ	А	0
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(報名)	(略)	(略)	(略)	(略)	略)
		(1	略)			

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
	タジキスタン共和国	Babilon-Mobile	7	△ 5	В	0					
	77 1777	(昭各)	(略)	(略)	(略)	(略)					
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
万	モンテネグロ	Drustvo za telekomunikacije MTEL d.o.o	7	△ 2	А	0					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
	(略)	(昭)	(略)	(略)	(略)	(略)					
アフリカ地方	(略)	(昭各)	(略)	(略)	(略)	(略)					
	(略)										

(略)

別表 9 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域 1 (略)

2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

区分	取 扱 地 域									
南・北アメリカ地方	(略)									
アジア地方	アフガニスタン・イスラム共和国 (2)、アラブ首長国連邦 (7)、イエメン共和国 (7)、イスラエル国 (7)、イラク共和国 (7)、イラン・イスラム共和国 (7)、インド (2)、インドネシア共和国 (1)、オマーン国 (7)、カタール国 (7)、カンボジア王国 (7)、サウジアラビア王国 (7)、シリア・アラブ共和国 (7)、シンガポール共和国 (1)、スリランカ民主社会主義共和国 (2)、タイ王国 (1)、大韓民国 (7)、台湾 (1)、中華人民共和国 (1)、ネパール連邦民主共和国 (2)、パレスチナ自治政府 (4)、パーレーン王国 (7)、パキスタン・イスラム共和国 (2)、パングラデシュ人民共和国 (2)、東ティモール民主共和国 (7)、ブータン王国 (2)、フィリピン共和国 (1)、ブルネイ・ダルサラーム国 (2)、香港 (1)、ベトナム社会主義共和国 (7)、マレーシア (7)、マカオ (1)、ミャンマー連邦共和国 (2)、モルディブ共和国 (2)、モンゴル国 (7)、ヨルダン・ハシェミット王国 (7)、ラオス人民民主共和国 (7)、レバノン共和国 (7)									
オセアニア地方	(略)									
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国(7 ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン共和国(7)、アゾレス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、アンドラ公国(7)、イタリア共和国(7)、ウクライナ(2)、ウズベキスタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国(7)、オランダ王国(7)、カザフスタン共和国(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キプロス共和国(7)、ギリシャ共和国(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、コンボ共和国(7)、ギリシャ共和国(7)、サンマリノ共和国(7)、ジャージー(7)、ジョージア(7)、スイス連邦(7)、だじ、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国(7)、スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバニア共和国(7)、スロバニア共和国(7)、大ルビア共和国(7)、チェコ共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ノルウェー王国(7)ただし AeroMobile AS,及び Telenor Maritime ASの利用は6)、パチカン市国(7)、ハンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和国(7)、ブルガリア共和国(7)、ペラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(7)、ボーランド共和国(7)、ポルトガル共和国(7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マディラ諸島(7)、マルタ共和国(7)、ポルトガル共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リトテンシュタイン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)									

別表 9 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域 1 (略)

2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

区分	取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	アフガニスタン・イスラム共和国(2)、アラブ首長国連邦(7)、イエメン共和国(7)、イスラエル国(7)、イラク共和国(7)、イラン・イスラム共和国(7)、インド(2)、インドネシア共和国(1)、オマーン国(7)、カタール国(7)、カンボジア王国(7)、クウェート国(2)、サウジアラピア王国(7)、シリア・アラブ共和国(7)、シンガポール共和国(1)、スリランカ民主社会主義共和国(2)、タイ王国(1)、大韓民国(7)、台湾(1)、中華人民共和国(1)、ネパール連邦民主共和国(2)、パレスチナ自治政府(4)、パーレーン王国(7)、パキスタン・イスラム共和国(2)、パングラデシュ人民共和国(2)、東ティモール民主共和国(7)、ブータン王国(2)、フィリピン共和国(1)、ブルネイ・ダルサラーム国(2)、香港(1)、ベトナム社会主義共和国(7)、マレーシア(7)、マカオ(1)、ミャンマー連邦共和国(2)、モルディブ共和国(2)、モンゴル国(7)、ヨルダン・ハシェミット王国(7)、ラオス人民民主共和国(7)、レバノン共和国(7)
オセアニア地方	(略)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国(7 ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン共和国(7)、アゾレス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、アンドラ公国(7)、イタリア共和国(7)、ウウライナ(2)、ウズベキスタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国(7)、オランダ王国(7)、カザフスタン共和国(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キプロス共和国(7)、オリシャ共和国(7)、カナリア諸島(7)、カーアチア共和国(7)、コソボ共和国(7)、サンマリノ共和国(7)、ジャージー(7)、ジョージア(7)、スイス連邦(7 ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国(7)、スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国(7)、スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国(7)、タジキスタン共和国(2)、チェコ共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ノルウェー王国(7 ただし AeroMobile AS、及び Telenor Maritime AS の利用は6)、バチカン市国(7)、ノンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和国(7)、ブルガリア共和国(7)、ベラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(7)、ボーランド共和国(7)、ボルトガル共和国(7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マディラ諸島(7)、マルタ共和国(7)、ボルトガル共和国(7)、マトドア日ユーゴスラビア共和国(2)、マディラ諸島(7)、マルタ共和国(7)、ボルトガル共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リトアンシュタイン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)

7	フ	IJ	t	tt	ħ:	方
,	-	,	//	-1	٠.	"

アセンション島 (7)、アルジェリア民主人民共和国 (7)、アンゴラ共和国 (7)、ウガンダ共和国 (7)、エジプト・アラブ共和国 (7)、エチポピア連邦民主共和国 (7)、ガーナ共和国 (7)、カーボヴェルデ共和国 (7)、ガポン共和国 (7)、カーボヴェルデ共和国 (7)、ガルピア共和国 (7)、ガンピア共和国 (7)、ボニア共和国 (7)、ボニアビサウ共和国 (7)、ケニア共和国 (7)、カンゴ民 主共和国 (7)、サントメ・プリンシペ民主共和国 (7)、ゲンピア共和国 (7)、シエラレオネ共和国 (7)、ジブ チ共和国 (2)、ジンパブエ共和国 (4)、スーダン共和国 (7)、スワジランド王国 (7)、赤道ギニア共和国 (7)、セーシェル共和国 (4)、セネガル共和国 (7)、セントヘレナ島 (7)、タンザニア連合共和国 (7)、チャド共和国 (7)、中央アフリカ共和国 (7)、トーゴ共和国 (7)、ナイジェリア連邦共和国 (7)、ナミピア共和国 (7)、ニジェール共和国 (7)、ブルキナファソ (7)、ブルンジ共和国 (7)、ベナン共和国 (7)、ベージリカ共和国 (7)、ボーンリカ共和国 (7)、ボーンリカ共和国 (7)、ボーンリカ共和国 (7)、ボーンリカ共和国 (7)、ボーンリカ共和国 (7)、ボーリシャス共和国 (7)、ボーリタニア・イスラム共和国 (7)、モザンビーク共和国 (7)、ドロッコ王国 (7)、リピア (7)、リベリア共和国 (7)、ルワンダ共和国 (7)、レソト王国 (7)、レコニオン島 (7)

(注) (略)

附 則(平成29年11月24日経企第1855号) この改正規定は平成29年12月1日から実施します。

アフリカ地方

アセンション島 (7)、アルジェリア民主人民共和国 (7)、アンゴラ共和国 (7)、ウガンダ共和国 (7)、エジプト・アラブ共和国 (7)、エチオピア連邦民主共和国 (7)、ガーナ共和国 (7)、カーボヴェルデ共和国 (7)、ガボン共和国 (7)、カメルーン共和国 (7)、ガンピア共和国 (7)、ボニア共和国 (7)、ボニアビサウ共和国 (7)、ケニア共和国 (7)、カンゴ民 主共和国 (7)、サントメ・プリンシペ民主共和国 (7)、ゲンドア共和国 (7)、シエラレオネ共和国 (7)、ジブ チ共和国 (2)、ジンパブエ共和国 (4)、スーダン共和国 (7)、スワジランド王国 (7)、赤道ギニア共和国 (7)、セーシェル共和国 (4)、セネガル共和国 (7)、セントヘレナ島 (7)、タンザニア連合共和国 (7)、チャド共和国 (7)、中央アフリカ共和国 (7)、チュニジア共和国 (7)、トーゴ共和国 (7)、ナイジェリア連邦共和国 (7)、ナミビア共和国 (7)、ブルンジ共和国 (7)、ベナン 共和国 (7)、イデエール共和国 (7)、ブルキナファソ (7)、ブルンジ共和国 (7)、ベナン 共和国 (7)、ムボッワナ共和国 (7)、公マイヨット島 (7)、マダガスカル共和国 (7)、マラウイ共和国 (7)、マリ共和国 (7)、南アフリカ共和国 (7)、「カージャス共和国 (7)、モーリシャス共和国 (7)、モーリシャス共和国 (7)、レント王国 (7)、レコニオン島 (7)、ルワンダ共和国 (7)、レント王国 (7)、レコニオン島 (7)

(注) (略)

	Г	U M A	ن 				<	<u> </u>			마	CX I	<u> </u>
		[改	正]						[_	現 行]			
第1	章~第 14 章 (略)						第1	章~第 14 章 (略)					
料金通則	表 (略)							金表 則 (略)					
第1	表~第7表 (略)						第	1表~第7表 (略)					
別表	1~別表8 (略)						別	表1~別表8 (略)					
	9 国際アウトローミング 2以外のもの	グに係る外国の電気通信事業者						表 9 国際アウトローミング 1 2以外のもの	グに係る外国の電気通信事業者				
地址		事業者名	(通話モード又	信の種類及び国 は 64kb/s デジタル 0線へ着信する通信	通信モードにより国	際アウトローミングに		- 1000000000000000000000000000000000000	事業者名	(通話モードス	ては 64kb/s デジタ	国際アウトローミング 別い通信モードによりほ 通信に係るものを除る	国際アウトローミング
			通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ 通信モード				通話モード	64kb/s デジタ ル通信モード	データ通信モード	ショートメッセー ジ通信モード
南・北アメリカ地方		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		南・ 北 ア (略) J カ 也 た	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジ		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		アジ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	カンボジア王国	Smart Axiata Co., Ltd.	4	=	А • Ш	0		ア ジア 也 方 カンボジア王国	Smart Axiata Co., Ltd.	4		А • ш	0
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
オセアニア地方	(野客)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	オセアニア地方	オ セ ア ニ ニ ア セ カ セ カ セ カ セ カ フ セ フ セ カ セ ち ク ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち	(略)	(郑各)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(昭各)	(略)	(略)	(略)	(略)		(暗)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		Babilon-Mobile	7	_	В	0		5 - 7 / 1 H FOIT	Babilon-Mobile	7	△5	В	0	
	タジキスタン共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		タジキスタン共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1
ヨーロッパ地方		(昭)	(略)	(略)	(略)	(略)	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	日 (略) 	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
) 万 —	モンテネグロ	Drustvo za telekomunikacije MTEL d.o.o	7	_	А	0	方 		Drustvo za telekomunikacije MTEL d.o.o	7	△2	А	0	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		モンテネグロ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(暗音)	(服各)	(略)	(略)	(略)	(略)	

アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	略)	フラリカサフ	P 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(周各)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)					•	(暗音)			

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域 1 (略)

2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

区分	取 扱 地 域							
南・北アメリカ地方	(略)							
アジア地方	アフガニスタン・イスラム共和国(2)、アラブ首長国連邦(7)、イエメン共和国(7)、イスラエル国(7)、イラク共和国(7)、イラン・イスラム共和国(7)、インド(2)、インドネシア共和国(1)、オマーン国(7)、カタール国(7)、カンボジア王国(7)、サウジアラビア王国(7)、シリア・アラブ共和国(7)、シンガポール共和国(1)、スリランカ民主社会主義共和国(2)、タイ王国(1)、大韓民国(7)、台湾(1)、中華人民共和国(1)、ネパール連邦民主共和国(2)、パレスチナ自治政府(4)、パーレーン王国(7)、パキスタン・イスラム共和国(2)、バングラデシュ人民共和国(2)、東ティモール民主共和国(7)、ブータン王国(2)、フィリピン共和国(1)、ブルネイ・ダルサラーム国(2)、香港(1)、ベトナム社会主義共和国(7)、マレーシア(7)、マカオ(1)、ミャンマー連邦共和国(2)、モルディブ共和国(2)、モンゴル国(7)、3ルダン・ハシェミット王国(7)、ラオス人民民主共和国(7)、レバノン共和国(7)							
オセアニア地方	(略)							
3-ロッパ地方	アイスランド共和国(7 ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン共和国(7)、アゾレス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、アンドラ公国(7)、イタリア共和国(7)、ウクライナ(2)、ウズベキスタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国(7)、オランダ王国(7)、カザフスタン共和国(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キブロス共和国(7)、ギリシャ共和国(7)、カナリア諸島(7)、カーンジー(7)、コソボ共和国(7)、ギリシャ共和国(7)、サンマリノ共和国(7)、ジャージー(7)、ジョージア(7)、スクロアチア共和国(7)、コソボ共和国(7)、サンマリノ共和国(7)、ジャージー(7)、ジョージア(7)、スペイン値北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国(7)、チェコ共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ブルウェー王国(7 ただし AeroMobile AS,及び Telenor Maritime ASの利用は6)、バチカン市国(7)、ハンがリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和国(7)、ブルガリア共和国(7)、ペラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(7)、ポーランド共和国(7)、ポルトガル共和国(7)、マクドニア旧ユーゴスラピア共和国(2)、マディう諸島(7)、マルタ共和国(7)、ボルトガル共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リトテンシュタイン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)							

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域 1 (略)

2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

区分	取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	アフガニスタン・イスラム共和国(2)、アラブ首長国連邦(7)、イエメン共和国(7)、イスラエル国(7)、イラク共和国(7)、イラン・イスラム共和国(7)、インド(2)、インドネシア共和国(1)、オマーン国(7)、カタール国(7)、カンボジア王国(7)、クウェート国(2)、サウジアラビア王国(7)、シリア・アラブ共和国(7)、シンガポール共和国(1)、スリランカ民主社会主義共和国(2)、タイ王国(1)、大韓民国(7)、台湾(1)、中華人民共和国(1)、ネパール連邦民主共和国(2)、パレスチナ自治政府(4)、パーレーン王国(7)、パキスタン・イスラム共和国(2)、パングラデシュ人民共和国(2)、東ティモール民主共和国(7)、ブータン王国(2)、フィリピン共和国(1)、ブルネイ・ダルサラーム国(2)、香港(1)、ベトナム社会主義共和国(7)、マレーシア(7)、マカオ(1)、ミャンマー連邦共和国(2)、モルディブ共和国(2)、モンゴル国(7)、ヨルダン・ハシェミット王国(7)、ラオス人民民主共和国(7)、レバノン共和国(2)、モンゴル国(7)、コルダン・ハシェミット王国(7)、ラオス人民民主共和国(7)、レバノン共和国(2)、モンゴル国(7)、コルダン・ハシェミット王国(7)、ラオス人民民主共和国(7)、レバノン共和国(7)、
オセアニア地方	(7) (略)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国(7 ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン共和国(7)、アゾレス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、アンドラ公国(7)、イタリア共和国(7)、ウクライナ(2)、ウズベキスタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国(7)、オランダ王国(7)、カザフスタン共和国(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キプロス共和国(7)、ギリシャ共和国(7)、キルギス共和国(2)、グリーンランド(7)、クロアチア共和国(7)、コンボ共和国(7)、サンマリノ共和国(7)、ジャージー(7)、ジョージア(7)、スイス連邦(7 ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国(7)、スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国(7)、スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国(7)、クジキスタン共和国(2)、チェコ共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ノルヴェー王国(7 ただし AeroMobile AS,及び Telenor Maritime AS の利用は6)、バチカン市国(7)、ハンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和国(7)、ブルガリア共和国(7)、ベラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(7)、ボーランド共和国(7)、ボルトガル共和国(7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マディラ諸島(7)、マルタ共和国(7)、ボルトガル共和国(7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マディラ諸島(7)、マルタ共和国(7)、ボルトガルナイン公国(7)、リトアニア共和国(7)、アイエア・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー

7	フ	IJ	t	tt	ħ:	方
,	-	,	//	-1	٠.	"

アセンション島 (7)、アルジェリア民主人民共和国 (7)、アンゴラ共和国 (7)、ウガンダ共和国 (7)、エジプト・アラブ共和国 (7)、エチポピア連邦民主共和国 (7)、ガーナ共和国 (7)、カーボヴェルデ共和国 (7)、ガポン共和国 (7)、カーボヴェルデ共和国 (7)、ガルピア共和国 (7)、ガンピア共和国 (7)、ボニア共和国 (7)、ボニアビサウ共和国 (7)、ケニア共和国 (7)、カンゴ民 主共和国 (7)、サントメ・プリンシペ民主共和国 (7)、ゲンピア共和国 (7)、シエラレオネ共和国 (7)、ジブ チ共和国 (2)、ジンパブエ共和国 (4)、スーダン共和国 (7)、スワジランド王国 (7)、赤道ギニア共和国 (7)、セーシェル共和国 (4)、セネガル共和国 (7)、セントヘレナ島 (7)、タンザニア連合共和国 (7)、チャド共和国 (7)、中央アフリカ共和国 (7)、トーゴ共和国 (7)、ナイジェリア連邦共和国 (7)、ナミピア共和国 (7)、ニジェール共和国 (7)、ブルキナファソ (7)、ブルンジ共和国 (7)、ベナン共和国 (7)、ベージリカ共和国 (7)、ボーンリカ共和国 (7)、ボーンリカ共和国 (7)、ボーンリカ共和国 (7)、ボーンリカ共和国 (7)、ボーンリカ共和国 (7)、ボーリシャス共和国 (7)、ボーリタニア・イスラム共和国 (7)、モザンビーク共和国 (7)、ドロッコ王国 (7)、リピア (7)、リベリア共和国 (7)、ルワンダ共和国 (7)、レソト王国 (7)、レコニオン島 (7)

(注) (略)

附 則(平成29年11月24日経企第1855号) この改正規定は平成29年12月1日から実施します。

アフリカ地方

アセンション島 (7)、アルジェリア民主人民共和国 (7)、アンゴラ共和国 (7)、ウガンダ共和国 (7)、エジプト・アラブ共和国 (7)、エチオピア連邦民主共和国 (7)、ガーナ共和国 (7)、カーボヴェルデ共和国 (7)、ガボン共和国 (7)、カメルーン共和国 (7)、ガンピア共和国 (7)、ボニア共和国 (7)、ボニアビサウ共和国 (7)、ケニア共和国 (7)、カンゴ民 主共和国 (7)、サントメ・プリンシペ民主共和国 (7)、ゲンドア共和国 (7)、シエラレオネ共和国 (7)、ジブ チ共和国 (2)、ジンパブエ共和国 (4)、スーダン共和国 (7)、スワジランド王国 (7)、赤道ギニア共和国 (7)、セーシェル共和国 (4)、セネガル共和国 (7)、セントヘレナ島 (7)、タンザニア連合共和国 (7)、チャド共和国 (7)、中央アフリカ共和国 (7)、チュニジア共和国 (7)、トーゴ共和国 (7)、ナイジェリア連邦共和国 (7)、ナミビア共和国 (7)、ブルンジ共和国 (7)、ベナン 共和国 (7)、イデエール共和国 (7)、ブルキナファソ (7)、ブルンジ共和国 (7)、ベナン 共和国 (7)、ムボッワナ共和国 (7)、公マイヨット島 (7)、マダガスカル共和国 (7)、マラウイ共和国 (7)、マリ共和国 (7)、南アフリカ共和国 (7)、「カージャス共和国 (7)、モーリシャス共和国 (7)、モーリシャス共和国 (7)、レント王国 (7)、レコニオン島 (7)、ルワンダ共和国 (7)、レント王国 (7)、レコニオン島 (7)

(注) (略)

		[改正]	[現行]			
	第1章~第8	章 (略)	第1章~第8章 (略)			
料金表通則			料金表 通則 (略)			
第1表	長∼第2表 (■	备)	第1表~第2表 (略)	第1表~第2表 (略)		
1 ì	取扱地域		別表 取扱地域			
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(略)	取 扱 地 域 (略)	通話先区分 取 扱 地 域			
ア ジ ア 地 方	(略)	(略)	ア ジ ア 地 (略) 方			
オセアニア地方	(略)	(略)	オ セ ア ニ (略) ア 地 方			

ヨーロッパ地方	3ーロッパ	アイスランド共和国(船舶/航空機等に規定する取扱地域以外のもの)、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾレス諸島、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、英領ジブラルタル、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カナリア諸島、ガーンジー、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キルギス共和国、グリーンランド、クロアチア共和国、コソボ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦(船舶/航空機等に規定する取扱地域以外のもの)、ジャージー、ジョージア、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルクメニスタン、トルコ共和国、ノルウェー王国(船舶/航空機等に規定する取扱地域以外のもの)、バチカン市国、ハンガリー、フィンランド共和国、フェロー諸島、フランス共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボーランド共和国、ボルトガル共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国(船舶/航空機等に規定する取扱地域以外のもの)、マン島、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニ	
アフリカ地	(略)	ア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、ルーマニア、ロシア (略)	
方			

2 デジタル通信モードに係るもの

通話先区分		取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	アジア 1	(略)
	アジア 2	(昭)
	アジア 3	アラブ首長国連邦、イスラエル国、△インド、カタール国、△サウジアラビア 王国、スリランカ
オセアニア地方	(略)	(略)

ョーロッパ地方	3ーロッパ	アイスランド共和国(船舶/航空機等に規定する取扱地域以外のもの)、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾレス諸島、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、英領ジブラルタル、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カナリア諸島、ガーンジー、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キルギス共和国、グリーンランド、クロアチア共和国、コソボ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦(船舶/航空機等に規定する取扱地域以外のもの)、ジャージー、ジョージア、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルクメニスタン、トルコ共和国、ノルウェー王国(船舶/航空機等に規定する取扱地域以外のもの)、バチカン市国、ハンガリー、フィンランド共和国、ブェロー諸島、△フォークランド諸島、フランス共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボーランド共和国、ボルトガル共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国(船舶/航空機等に規定する取扱地域以外のもの)、マン島、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、ルーマニア、ロシア
アフリカ地方	(略)	(略)

2 デジタル通信モードに係るもの

通話先区分		取 扱 地 域
南・北ア刈力地方	(略)	(暗各)
アジア地方	アジア 1	(略)
	アジア 2	(略)
	アジア 3	アラブ首長国連邦、イスラエル国、△インド、カタール国、 <u>△クウェート国、</u> △ サウジアラビア王国、スリランカ
オセアニア地方	(略)	(略)

3ーロッパ地方	3-טיר) אינים – E	△アイスランド共和国、△アイルランド、アゾレス諸島、△アンドラ公国、 英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、エストニア共和 国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、 キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、サンマリノ共和国、 スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、△スペイン領北アフリカ、スロバ キア共和国、スロベニア共和国、△チェコ共和国、デンマーク王国、ドイ ツ連邦共和国、トルコ共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王 国、ポーランド共和国、ボルトガル共和国、マディラ諸島、△マルタ共和 国、モナコ公国、△ラトビア共和国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、 △ロシア	
アフリカ地方	アフリカ	エジプト・アラブ共和国、南アフリカ共和国、モーリシャス共和国、モロッコ 王国	

ヨーロッパ地方 ヨーロッパ △アイスランド共和国、△アイルランド、アゾレス諸島、△アンドラ公国、英 国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、エストニア共和国、 イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス 共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、△コソボ共和国、サンマリノ 共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、△スペイン領北アフリカ、 スロバキア共和国、スロベニア共和国、△タジキスタン共和国、△チェコ共 和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルコ共和国、ノルウェー王 国、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガ リア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マディラ 諸島、△マルタ共和国、モナコ公国、△モンテネグロ、△ラトビア共和国、 ルーマニア、ルクセンブルク大公国、△ロシア アフリカ地方 アフリカ エジプト・アラブ共和国、△チュニジア共和国、南アフリカ共和国、モーリシャ ス共和国、モロッコ王国

附 則 (平成 29 年 11 月 24 日経企第 1855 号) この改正規定は、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。 第3章 I P通信網契約 第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。

(1)~(3) (略)

2 前項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

2 前来に別なりものうを大手には、水気になのも内たもれて、手来自己にを注があります。			
種別	事業者名		
第3-1種契約	株式会社ケーブルネット鈴鹿		
第3-2種契約	株式会社シー・ティー・ワイ		
第3-3種契約	近鉄ケーブルネットワーク株式会社		
第3-4種契約	株式会社エヌ・シィ・ティ		
第3-5種契約	株式会社ニューメディア		
第3-6種契約	株式会社テレビ小松		

3 前 2 項に規定する第 1 種契約、第 2 種契約、第 3 - 1 種契約、第 3 - 2 種契約、第 3 - 3 種契約、第 3 - 4 種契約、第 3 - 5 種契約及び第 3 - 6 種契約には、次の種別があります。

(1)~(2) (略)

第2節 (略)

第3章~第12章 (略)

第 13 章~第 15 章 (略)

料金表 (略)

別表1~別表2 (略)

附 則 (平成 29 年 11 月 24 日経企第 1855 号) この改正規定は、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。 第3章 I P通信網契約 第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。

(1)~(3) (略)

2 前項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

2		
種別	事業者名	
第3-1種契約	株式会社ケーブルネット鈴鹿	
第3-2種契約	株式会社シー・ティー・ワイ	
第3-3種契約	近鉄ケーブルネットワーク株式会社	
第3-4種契約	株式会社エヌ・シィ・ティ	

3 前 2 項に規定する第 1 種契約、第 2 種契約、第 3 - 1 種契約、第 3 - 2 種契約、第 3 - 3 種契約及び 3 - 4 種契約には、次の種別があります。

(1)~(2) (略)

第2節 (略)

第3章~第12章 (略)

第 13 章~第 15 章 (略)

料金表 (略)

別表1~別表2 (略)